

中国税務及び 投資情報

中国財政部及び国家税務総局が企業の合併・再編に関する更なる促進政策を公布

背景

2014年3月7日、中国国務院は国発[2014]14号通達(以下、「14号通達」)を公布し、企業合併・再編の市場環境の最適化に向け、各政府機関に尽力してほしいとの要望を提出した。目標を達成するにあたり、14号通達は税收政策の最適化及び具現化の方向性を示した(即ち、企業再編時の企業所得税税務処理を緩和させ、企業再編に係る土地増値税・営業税及び増値税等の政策を完備させることである)。

14号通達の上記規定を実行するにあたり、中国財政部及び国家税務総局は財税[2014]109号通達(以下、「109号通達」)及び財税[2014]116号通達(以下、「116号通達」)を公布した。109号通達は、持分及び資産買収時の企業所得税の処理方法をより明確に規定し、116号通達は非貨幣性資産投資企業の企業所得税問題を明確に規定した。今回の「中国税務及び投資情報」において、公布された上記2つの通達の主な内容及びその影響について解説する。

主な内容

109号通達及び116号通達は、14号通達にて規定された原則を具現化したものであり、企業合併・再編の税収政策をより詳しく規定している。主な内容は下記の通りである。

14号通達における政策の方向性	109号通達及び116号通達において、より明確にされた具体的な税務処理方法
<p>持分(資産)の取得につき、取得した持分の取得された企業の持分に占める比率の制限の引き下げにより、より多くの合併・再編活動に企業所得税の繰り延べ処理(即ち、特殊性税務処理)を適用</p>	<p>109号通達は59号通達に規定された特殊性税務処理の適用条件¹を緩和した。</p> <p>持分買収</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持分取得に関して、取得した持分が取得された企業の全持分に占める割合が<u>75%</u>から<u>50%</u>に引き下げられた。 <p>資産買収</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産取得に関して、取得した資産が取得された企業の全資産に占める割合が<u>75%</u>から<u>50%</u>に引き下げられた。
<p>特殊性税務処理の適用範囲の拡大</p>	<p>109号通達に基づき、下記状況に該当する企業合併・再編活動には特殊性税務処理を適用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 持分関係：<u>100%支配する居住者企業の間</u>、及び同一もしくは複数の居住者企業による<u>100%支配の居住者企業の間</u>で行われている。 ▶ <u>正味帳簿価額</u>に基づく持分もしくは資産の譲渡を行っている。 ▶ 合理的な<u>商業目的</u>を有し、納付税額の減少、免除もしくは遅延を主要目的としていない。 ▶ 持分もしくは資産を譲渡した後、連続<u>12ヶ月以内</u>に、譲渡された持分もしくは資産の実質的な経営活動を変更していない。 ▶ 譲渡企業及び譲渡された企業が双方とも会計上の損益を認識していない。 <p>関連する特殊性税務処理は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 譲渡企業及び譲渡された企業の両方とも所得を認識していない。 ▶ 譲渡された企業が取得した持分もしくは資産の課税ベースは、譲渡された持分もしくは資産の元の正味帳簿価額で確定する。 ▶ 譲渡された企業が取得した資産は、元の正味帳簿価額に基づいて減価償却を計算しなければならない。

注釈

1 59号通達(財税[2009]59号)に基づき、特殊性税務処理の享受及び税務の繰延処理を適用するためには、企業再編において、商業目的、資産及び持分の比率制限、経営の連続性、持分の支払方式及び特定期間等の条件を満たす必要がある。

14号通達における政策の方向性	109号通達及び116号通達において、より明確にされた具体的な税務処理方法
非貨幣性資産 ² による投資取引に係る所得税政策の完備	<p>上海自貿区のみに適用されていた非貨幣性資産による投資取引に係る所得税の優遇待遇政策が、全国に展開された。居住者企業が非貨幣性資産による対外投資にて取得した所得は、<u>5年以内</u>に企業所得税を繰延べして納付することができることが明確となった。</p> <p>上記企業所得税の分割納付処理のほか、居住者企業が非貨幣性資産による投資行為を発生させ、且つ59号通達等に規定された特殊性税務処理の条件に合致する場合、特殊性税務処理の規定に従って処理することも可能である。</p>

有利な点は？

109号通達及び116号通達の公布により、企業合併・再編活動に係る制限が緩和され、優遇された税務処理を適用できることから、各業界に有利な政策といえる。

以前に公布された59号通達は、特殊性税務処理が適用される企業再編の概念が導入され、条件に合致する企業再編活動に対し優遇された税務処理を適用することができるとされていた。しかしながら、特殊性税務処理の条件を満たすのは容易ではなく、特に「75%」という持分(資産)の比率制限は簡単に満たせないことがあった。109号通達の公布により、当該比率制限が50%に引き下げられ、より多くの企業の合併・再編活動に特殊性税務処理が適用できるようになる。結果として、企業は経営発展のニーズに応じてより臨機応変に再編を行うことが可能となった。

上記のほか、109号通達は59号通達に記載されていない規定についても言及している。即ち、企業の内部再編において、100%持分関係を持つ居住者企業の間持分もしくは資産の譲渡についても特殊性税務処理が適用できるようになった。会計上において、正味帳簿価額で譲渡すれば、譲渡による所得税が実質的にはゼロとなる。

更に、116号通達によると、非貨幣性資産による投資によって取得した所得は、5年以内に企業所得税を繰延べして納付することができるようになる。結果として、資産を用いて投資する企業の財務負担が軽減され、所有資産を十分に活用するよう促している。

注釈

2 116号通達に基づき、非貨幣性資産とは、現金、銀行預金、売掛金、受取手形及び満期保有目的債券以外の資産を意味する。

どう行動すべきか？

109号通達及び116号通達は2014年1月1日より発効され、且つ発効前に税務処理を行われていない取引にも適用できる。そのため、マネジメントの方々には、関連通達を精読のうえ、下記行動も考慮されるようお勧めする。

- ▶ 実施されたもしくはまもなく実施する予定の企業再編計画に59号通達、109号通達及び116号通達に規定された特殊性税務処理が適用できるか否かについて検証を行う。過去、特殊性税務処理を享受できないため、保留となった再編計画について、企業のニーズに応じて再考する。
- ▶ 既存のグループ・ストラクチャーの有効性を評価し、法律が比較的緩和された現在の状況において、再編計画を導入するかどうかを考慮する。
- ▶ 特殊性税務処理が適用できる企業再編に係る資料の届出について、専門家もしくは所轄税務機関に確認する。
- ▶ まだ終わっていない企業合併・再編に係る税務処理について、所轄税務機関の観点を把握する。

企業再編の実行可能性を検証する際、商務・法律・税務等多くの面から考慮する必要がある。特に税務の面において、所得税への影響を考慮するほか、その他の税目（例えば、流通税）への影響も考慮する必要がある。14号通達は企業再編活動に係る土地増値税・営業税・増値税政策の完備にも言及したため、納税者は上記領域に関する今後の動向について留意すべきである。

新しく公布した通達から、企業合併・再編活動を促進するための環境づくりに対する中国政府の決意が感じられる。企業には、投資の枠組み及びこれまでに公布された税収政策を十分に利用できているか否かについて再検討することをお勧めする。また、上記内容について、ご不明な点がある場合、税務専門家にお問い合わせください。



Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記の中国税務サービスの担当パートナーまでご連絡ください。

税務サービス各地域担当パートナー

- ▶ 陳翰麟(北京)
+86 10 5815 3397
henry.chan@cn.ey.com
- ▶ 蘭東武(天津)
+86 10 5815 3389
alan.lan@cn.ey.com
- ▶ 閔曉光(大連)
+86 10 5815 3226
samuel.yan@cn.ey.com
- ▶ 陳明宇(青島)
+86 10 5815 3381
andy.chen@cn.ey.com
- ▶ 譚綺(上海 / 武漢)
+86 21 2228 2648
vickie.tan@cn.ey.com
- ▶ 夏燕(蘇州)
+86 21 2228 2886
audrie.xia@cn.ey.com
- ▶ 夏俊(杭州)
+86 21 2228 2878
patricia.xia@cn.ey.com
- ▶ 史川(成都)
+86 21 2228 4306
chuan.shi@cn.ey.com
- ▶ 陳建榮(広州 / アモイ)
+86 20 2881 2878
rio.chan@cn.ey.com
- ▶ 張凡(シンセン)
+86 755 2502 8383
lawrence-f.cheung@cn.ey.com
- ▶ 袁泰良(華南区)
+852 2629 3355
clement.yuen@hk.ey.com

各サービスチーム担当パートナー

- ▶ 蔡偉年(国際税務・移転価格)
+86 10 5815 3230
andrew.choy@cn.ey.com
- ▶ 黎頌喜(税收政策)
+852 2629 3188
becky.lai@hk.ey.com
- ▶ 陳子恒(トランザクション・タックス)
+852 2629 3228
david.chan@hk.ey.com
- ▶ 溫志光(ヒューマン・キャピタル)
+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com
- ▶ 史朗彬(間接税)
+86 21 2228 2328
robert.smith@cn.ey.com

中華圏税務サービス担当パートナー

- ▶ 唐榮基
+86 21 2228 6888
walter.tong@cn.ey.com

著者 - 中国税務センター

- ▶ 許津瑜
+852 2629 3836
jane.hui@hk.ey.com



EYについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるEYの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識、ビジネス及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2015 Ernst & Young (China) Advisory Limited.
版權所有

APAC no. 03001558
ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、ご担当者までご連絡ください。

ey.com/china